

**別紙 1**

利用料金（※当事業所は地域区分 7 級地に該当し、1 単位 10.21 円での算定となります。）

介護予防支援費

介護予防支援	要支援 1・2	472 単位
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位

居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取り扱い件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取り扱い件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取り扱い件数が 40 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費 II

（指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム（国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」）の活用及び事務職員の配置を行っている事業所）

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取り扱い件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取り扱い件数が 50 以上である場合において、50 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	527 単位
		要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取り扱い件数が 50 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者</li> <li>・指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者</li> </ul>	<p>所定単位数の 95% を算定</p>
--	-----------------------

加算

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算 (I)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事 ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	250単位
入院時情報連携加算 (II)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している事 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	200単位
退院・退所加算 (I)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている事	450単位
退院・退所加算 (I)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けている事	600単位
退院・退所加算 (II)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている事	600単位
退院・退所加算 (II)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによる事	750単位
退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによる事	900単位
ターミナル ケアマネジメント 加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	400単位
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じ居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、	50単位

	医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	
--	--	--

減算

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定福祉用具貸与)	1月につき 200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算
業務継続計画 未実施減算	以下の基準に適合していない場合 ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定する ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる	所定単位数の 1/100に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置 未実施減算	以下の措置が講じられていない場合 ・虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的で開催し、従業員へ周知徹底 ・虐待防止の指針を整備 ・従業員への、虐待防止のための研修の定期的実施 ・上記措置を実施するための担当者の設置	所定単位数の 1/100に相当する単位数を減算

特定事業所加算

算定要件		加算 I (519 単位)	加算 II (421 単位)	加算 III (323 単位)	加算 A (114 単位)
①	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置している事	/	○	○	○
②	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置している事	○	/	/	/
③	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置している事	○	○	/	/
④	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置している事	/	/	○	/
⑤	常勤かつ専従の介護支援専門員1名以上、専従の介護支援専門員を常勤換算で1名以上配置していること(非常勤は他事業所との兼務可)	/	/	/	○
⑥	利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的で開催する事	○	○	○	○
⑦	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している事	○	○	○	○ (連携可)
⑧	算定日が属する月の利用者総数のうち、要介護状態区分が要	○	/	/	/

	介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の40以上である事				
⑨	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施している事	○	○	○	○ (連携可)
⑩	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供している事	○	○	○	○
⑪	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している事	○	○	○	○
⑫	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない事	○	○	○	○
⑬	介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45名未満(居宅介護支援(Ⅱ)を算定している場合は50名未満である事)	○	○	○	○
⑭	介護支援専門員実務研修における科目等の協力または協力体制を確保している事	○	○	○	○ (連携可)
⑮	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している事	○	○	○	○ (連携可)
⑯	必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している事	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算(125単位)

算定要件	
①	前々年度の3月から前年度の2月迄の間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上であること
②	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケア加算を15回以上算定している事
③	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定している事